

国立大学法人高知大学職員の早期退職に関する規則

平成 26 年 3 月 26 日
規則 第 100 号

最終改正 令和 5 年 3 月 24 日規則第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 17 条第 7 号に規定する早期退職に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「募集」とは、定年前に退職する意思を有する職員の募集をすることをいう。

2 この規則において「応募」とは、募集に対し、自らの意思により応募することをいう。

3 この規則において「認定」とは、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすることという。

4 この規則において「早期退職制度」とは、組織構成及び職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、早期退職者の募集をし、職員が応募をした後、就業規則第 19 条に規定する定年に達する日前に、認定を受けて退職すべき期日に退職する制度をいう。

(対象者)

第 3 条 早期退職制度は、国立大学法人高知大学職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）の適用を受ける職員のうち、その者に定められた定年から 20 年を減じた年齢以上である職員を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 任期を付して雇用されている者

(2) 退職すべき期日における退職手当規則第 9 条に規定する勤続期間が 20 年未満の者

(3) 退職すべき期日が到来するまでに就業規則第 19 条に規定する定年に達する者

(4) 就業規則第 65 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらず管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

(退職すべき期日)

第 4 条 早期退職制度による退職すべき期日は、3 月、6 月、9 月又は 12 月のいずれかの月の末日とする。

(募集)

第5条 学長は、早期退職制度の実施に当たっては、募集に関し必要な事項を記載した要項（以下、「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に対して周知し、募集を行うものとする。

2 募集を行うに当たっては、役員会において審議の上、実施する。

(応募)

第6条 第3条に規定する職員は、募集の期間中いつでも応募し、第7条第2項に定める通知を受けるまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

2 応募又は応募の取下げは職員の自発的意思に委ねられるものであって、これらを職員に対し強制してはならない。

(認定)

第7条 学長は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認定をするものとする。

(1) 応募が募集実施要項に適合しない場合又は応募者が第3条に規定する対象者に該当しない場合

(2) 応募者が、応募した後、就業規則第65条の規定による懲戒処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

2 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 就業規則第65条の規定による懲戒処分を受けたとき。

(2) 就業規則第21条第2号及び第22条の規定により解雇されたとき。

(3) 退職手当規則第2条第2項、第10条第1項、第11条第4項又は第12条第4項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(4) 募集実施要項に記載された退職すべき期日までに退職したとき（前3号に掲げるときを除く。）。

(5) 第6条の規定により応募を取り下げたとき。

（雇用の制限）

第8条 早期退職制度により退職した者は、再び退職手当規則の適用を受ける職員となることはできない。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、早期退職制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第113号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「20年」とあるのは「15年」とする。